

平成 23 年 11 月 16 日

殿

(一社) 日本森林技術協会
理事長 加藤 鐵夫

日本林業技士会
会長 小林 洋司

林業技士の活用促進について（要望）

貴職におかれましては、日頃より林業技士活動につきまして、ご高配、ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、林野庁におかれましては、昨年 11 月に、森林・林業再生プランを推進していくための具体的な施策の方向性として「森林・林業の再生に向けた改革の姿」を、また「森林・林業の再生に向けた人材育成について」を公表され、准フォレスター、森林施業プランナー、森林作業道作設オペレーター及びフォレストマネージャー等の育成に取り組まれています。また、これらの者の認定等の制度的位置づけを検討することとされています。

ところで、私どもは、昭和 53 年度より森林・林業に関する専門的な技術者として、林業技士の養成・確保を図ってきており、これまでに全国で約 11,800 名の資格認定・登録を行ってきています。これらの者は、全国各地で様々な分野で森林・林業の振興を図るための積極的な活動を行っているところです。

また、本年 6 月に学識経験者等からなる委員会を設置し、今日的な視点から制度の内容等について必要な見直しを行い、平成 24 年度の実施に反映できるよう、鋭意検討を行ってまいりました。

その主な改正点は、以下のとおりです。

- ① 各部門の育成する技術者像や業務内容を明確化するとともに、「作業道作設」部門を創設
- ② カリキュラムの見直しを行う、特に、林業経営部門については、施業の集約化や木材加工流通の講義を強化するため、スクーリング日数を 4 日から 5 日に、また、森林総合監理部門については、持続可能な森林の管理経営等についての知見を拡充するため、スクーリング日数を 2 日から 4 日に充実
- ③ 登録更新制度について、林業技士としての技術・知識の維持・向上を図るため、その更新基準を JAFEE（一般社団法人森林・自然環境技術者教育会）の CPD 形態区分に準じて見直しし、一定の技術研鑽点数の取得を推奨

このように、今回の見直しは、今日の政策課題にも対応し、より実効性が上がるよう行なうものです。

つきましては、貴職におかれまして、下記事項をご勘案いただき、今後とも、林業技士の一層の活用を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. フォレスター、森林施業プランナー等への林業技士の活用

フォレスター、森林施業プランナー、森林作業道作設オペレーター等の認定や助成制度における位置づけを検討することとされていますが、その検討に当たっては、林業技士もあわせて位置づけ頂き、積極的にご活用下さいますようご要望申し上げます。

2. 市町村森林整備計画等への林業技士の活用

林業技士が、市町村森林整備計画及び森林経営計画の策定の支援業務を行えるような仕組み（森林資源情報等の開示や計画策定に係る助成措置等）についてご検討くださいますようご要望申し上げます。

3. 国の発注事業や補助事業等における林業技士の活用

国の発注事業や補助事業等において、入札参加資格要件等における専門技術者の配置等をご検討される場合、引き続き、林業技士も規定されるようご要望申し上げます。

また、各専門技術者について、評価点の配点を検討される際には、林業技士の登録は、実際的な実務能力を有する者を資格認定し、その更新は、一定の技術研鑽を行った者を認めること等を評価し、ご検討くださいますようご要望申し上げます。

添付資料

1. 林業技士について
2. 林業技士見直し検討委員会報告書の概要
3. 林業技士見直し検討委員会報告書